

# 「三次市雨水管理総合計画（素案）」に関する パブリック・コメント実施要領

## 1 実施目的

これまでの下水道における浸水対策は、汚水処理と雨水排除の整備区域を概ね同一とし、雨水整備については、計画区域全域において一律の整備目標で整備を進めることを基本として、過去の浸水被害の大きい地区を優先的に整備してきました。しかし、近年では「再度災害防止」に加え「事前防災・減災」、「選択と集中」等の観点から、浸水リスクを評価し、雨水施設整備の優先度の高い地域を中心に浸水対策を推進することが求められています。そのため、下水道による浸水対策を実施する上で、当面・中期・長期にわたる、下水道による浸水対策を実施すべき区域や施設整備の方針等の基本的な事項を定めることで、下水道による浸水対策を計画的に進めるために雨水管理総合計画を策定するものです。

つきましては、広く皆様からパブリック・コメント（意見の募集）を行いますので、ご意見をお寄せください。

## 2 実施期間

令和8年7月10日（金）～令和8年7月31日（金）

## 3 実施方法

### （1）閲覧資料の内容

ア 三次市雨水管理総合計画（素案）

### （2）関係資料の閲覧場所

ア 三次市ホームページ

イ 市役所本館4階 都市建築課

ウ 寺戸浄水場2階 下水道課

エ 三次市役所各支所窓口

### （3）意見等を提出できる人

ア 市内に住所を有する人

イ 市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する人

エ 市内に存する学校に在学する人

オ 「三次市雨水管理総合計画」に利害関係を有する人

#### (4) 意見の提出方法

「ご意見記入用紙」に記入のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。意見記入用紙は、任意のものでも構いませんが、住所、名前、電話番号を記載してください。

なお、郵送、FAX、Eメール、LINEは最終日の消印または送信記録のものまで有効とします。

ア 持参の場合：三次市寺戸浄水場2階（下水道課）

または三次市各支所窓口へ持参

イ 郵送の場合：〒728-0021 三次市三次町501番地

三次市 建設部 下水道課

ウ FAXの場合：0824-62-6356へ送付

エ Eメールの場合：[gesuidou@city.miyoshi.hiroshima.jp](mailto:gesuidou@city.miyoshi.hiroshima.jp)へ送信

オ LINEの場合：意見募集開始通知画面内「LINEでの回答はこちらから」から回答

※意見募集開始時点に事前登録済の方に限ります。

#### (5) 市民の方へのパブリック・コメント実施の周知

ア 三次市ホームページ

イ 三次市公式LINE

## 4 意見のとりまとめ

提出いただいたご意見については、十分に考慮し、市の考えとともに整理したうえで公表します。公表の際には、ご意見の内容のみを公表し、住所・名前などの個人に関する情報は公表しません。

また、他の目的で使用することはありません。

なお、個々のご意見に直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

## 5 問い合わせ先

三次市 建設部 下水道課

電話：0824-62-6107

FAX：0824-62-6356

Eメール：[gesuidou@city.miyoshi.hiroshima.jp](mailto:gesuidou@city.miyoshi.hiroshima.jp)